○環境省告示第二十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、瀬戸内海国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年三月十六日　環境大臣　山本　公一

一　追加する区域

広島県廿日市市宮島町の一部

山口県周南市内国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区四〇林班及び四一林班の各一部

山口県周南市大字大津島の一部

山口県大島郡周防大島町大字沖家室、大字地家室、大字外入及び大字西方の各一部

二　削除する区域

山口県周南市内国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区四一林班の一部

三　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第二項及び第七条第十四号ハの規定に基づき、次の区域を指定する。

平成二十九年三月十六日　環境大臣　山本　公一

一　区域の所在地　福岡県北九州市若松区響町二丁目四番地先

二　区域　次に掲げる点アからエまで及びアを順次結んだ線によって囲まれた区域

ア　修多羅三等三角点（北緯三三度五四分九二九五、東経一三〇度四七分五三秒七三七七）から三三九度三五分一四秒三六五〇・六八メートルの地点

イ　アから〇度〇〇分五秒四〇〇メートルの地点

ウ　イから九〇度〇〇分五秒五四九・〇〇メートルの地点

エ　ウから一八〇度〇〇分五秒四〇〇・〇〇メートルの地点

○東北地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	陸前高田市気仙町字小溝七七番一から同市気仙町字的場一三番一〇まで	陸東北地方整備局及び同局三国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月十六日

○東北地方整備局告示第六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月十六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

第1　起業者の名称　宮城県

第2　事業の種類　県道女川牡鹿線改築工事（鮫浦工区・宮城県石巻市鮫浦浜畑地内から同市大谷川浜小浜山地内まで及び谷川浜工区・同市谷川浜大谷川道山地内から同市谷川浜川原地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　宮城県石巻市鮫浦浜畑、鮫浦存入田、鮫浦久根添、鮫浦夏山、鮫浦中町、鮫浦養留、鮫浦的場、鮫浦細田、鮫浦紅花蔓及び鮫浦権治、大谷川浜小浜山並びに谷川浜大谷川道山、谷川浜大町、谷川浜中田、谷川浜上田、谷川浜大畑、谷川浜清水、谷川浜風越山、谷川浜光沢及び谷川浜川原地内

2　使用の部分　宮城県石巻市鮫浦浜畑、鮫浦存入田、鮫浦夏山、鮫浦中町、鮫浦養留、鮫浦的場、鮫浦細田、鮫浦紅花蔓及び鮫浦権治並びに谷川浜大谷川道山、谷川浜大町、谷川浜中田、谷川浜上田、谷川浜大畑、谷川浜清水、谷川浜風越山、谷川浜光沢及び谷川浜川原地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県石巻市鮫浦浜畑地内から同市谷川浜川原地内までの延長4.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道女川牡鹿線改築工事（鮫浦工区及び谷川浜工区）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「県道女川牡鹿線改築工事（鮫浦工区及び谷川浜工区）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道女川牡鹿線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、宮城県牡鹿郡女川町黄金町地内の一般国道398号との交差点を起点とし、石巻市大原浜地内に至る延長26.0kmの幹線道路である。

本路線が通過する石巻市牡鹿半島は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けたものであり、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）沿線においても家屋流出等の被害を受けたものである。このような被害をうけ、石巻市は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づき、被害を受けた地域の住家等を安全な地域に集団移転することなどを主な目的とし、防災集団移転促進事業計画（以下「防集事業」という。）を平成24年4月に策定し、住宅団地等の整備を順次実施しているところである。

このうち、現道周辺の住家等も防集事業により、高台に移転する計画であるが、移転先には、石巻市内及び牡鹿郡女川町内に連絡する路線がない状況にある。また、現道は、津波による浸水、路盤損傷等により一部通行止めが行われたとともに、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第105号。以下「宮城県条例」という。）に定める車線幅員、最小曲線半径等を満たさない区間が存在するなど幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間が本路線の他の区間等と接続することにより、防集事業に基づく住宅団地等と石巻市内及び牡鹿郡女川町内とが連絡し、また、津波浸水区域を極力回避した位置に線形等が良好な道路が整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するとともに、災害時における物資輸送等を円滑に行うことが認められる。